

⑤保護措置について

埋蔵文化財は「現状保存」が原則です。試掘・確認調査によって埋蔵文化財が確認された場合は、工事等の設計変更により極力現地に保存するようお願いしています。しかし、掘削等により遺構（遺物が埋まっている層）を破壊する場合には、記録保存（発掘調査）の措置をとることになります。また、「現状保存」が図られた場合は、将来的に建築物を建て直す際には、協議が必要となります。



⑥発掘調査とは

発掘調査は記録保存とも呼ばれ、昔の人々の生活の痕跡を掘り出し、それを図面や写真などを使って記録し、後世の人たちに残していくための資料を作成することをいいます。

発掘調査に要する期間や費用は、遺跡の性格や量、調査面積等により大きく異なります。これらの発掘調査にかかる費用は開発行為を行う者の負担となりますが、個人の居住用住宅を建築する場合などは、国等の補助金で調査することができますので、事前に桂川町教育委員会にご相談ください。



▲今年、4月下旬から5月中旬にかけて行われた、チシャノ木遺跡（九郎丸）の発掘調査で出土した土器。約2000年前の弥生時代の人が使っていた器。

①開発行為とは？

住宅造成、道路建設、店舗・工場・事務所等の新築・増改築、農地の改良、土取り、埋め立てなど、文化財のある土地を掘削したり埋没させたりする全ての行為をいいます。

②文化財の有無を照会

開発行為を予定されている方は、その土地に文化財があるかどうかを事前に桂川町教育委員会に照会、確認しておく必要があります。

埋蔵文化財は、町内に約200件登録されており、福岡県遺跡等分布地図や桂川町文化財分布地図により、開発予定地の遺跡所在の有無を確認できます。

開発を予定している地域に埋蔵文化財がなければ、開発を行うことができます。

③確認・試掘調査とは

現状では、埋蔵文化財の有無が未確認の場合、試掘調査を行うことがあります。重機を使い、試掘して調査します。

埋蔵文化財が確認されなければ、開発を行うことができます。



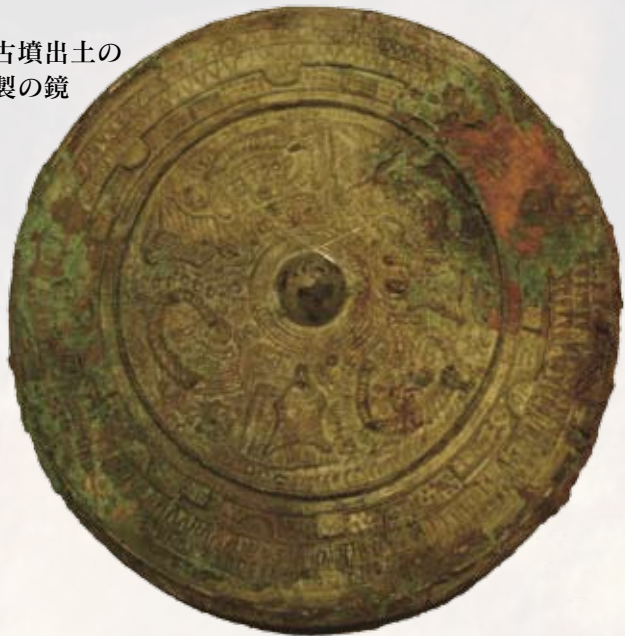
④遺跡発見に関する届出

発掘調査以外の目的で文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、遅滞なく、福岡県教育委員会に届出なければなりません。

なんらかの工事中に未知の文化財が発見された場合、工事の中断が生じる場合があります。

このような事態を避けるため、桂川町教育委員会では、事前に照会・確認等を指導しています。

王塚古墳出土の青銅製の鏡



桂 川町の遺跡発掘の歴史は、昭和9年に王塚古墳が調査されたのに始まり、昭和28年には、王塚古墳の排水溝の調査が行われました。昭和40年代には、火打塚古墳（九郎丸）や九郎丸横穴群の調査が行われました。さらに昭和50年代半ばより始まる土師東部地区の田畑の整備に伴い大規模な遺跡発掘が行われるようになりました。そして、これを機会に、当町でも埋蔵文化財調査員が配置され、昭和56年から62年まで7年間にかけ行われた土師東部地区の調査では、多大な成果が得られました。この後も、各所で開発工事に伴

い遺跡発掘の調査が行われるようになり、保存が不可能な埋蔵文化財に対しては、後世に貴重な記録として残されるようになりました。現在日本では、文化財保護法により、埋蔵文化財の保存等が義務づけられています。しかし、これらの流れについては、わかりにくい部分が多く、「工事の途中で遺跡が発見され、工事が中断して迷惑を被った」等の話を聞くことも多くあります。このようなことがおこらないように、埋蔵文化財の保護についての取扱いを、ご案内いたします。